

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第5の20の表中「はっ酵乳等販売業」を「発酵乳等販売業」に改める。

別表第7の1の表2の項中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所であって」を「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所であって」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第5の20の表の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本条例中において引用している神奈川県魚介類行商等に関する条例が改正されたことに伴い規定の整備をし、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され設置許可を必要とする特定屋外タンク貯蔵

所に浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が加えられたことに伴い所要の改正をする必要による。